

を組織す

會長は内閣總理大臣の指定する地方長官をもつてこれに充つ

委員は會長たる者を除くの外當該地方内の地方長官、財務局長、税關長、地方專賣局長、營林局長、鑛山監督局長、工務官事務所長、地方燃料局長、海務局長、遞信局長、鐵道局長および勞務官事務所長を以てこれに充つ

(註) 地方の事情により本文の地方特別官廳の長の若干を缺き又は他の地方特別官廳の長を加ふることあるべし

(3) 權限

地方行政の綜合連絡調整に任ずるものとす

(4) 運營

(イ) 本協議會の運營についてはその敏速適正を期し得るやう議事規則等を作るものとす

(ロ) 本協議會の庶務は會長たる地方長官所屬の地方廳に於て之を行ふ

二、戰時行政職權特例に左の如き改正を加ふること

協議會の長たる地方長官は關係地域内における各種行政の綜合連絡調整を圖るため必要あるときは關係地方長官に對し必要なる指示をなしおよび特別地方行政官廳の行政に關しては所管大臣に對し當該特別地方官廳に對し必要なる指示をなすべきことを求むることを得

三、指定都廳府縣に特別の職員を増置すること

協議會の會長たる地方長官所屬の都廳府縣に參事官(假稱、勅任官)專任一人を置き知事の命を承け當該協議會の關係地域内における各種行政の綜合連絡

調整に關する事務を掌らしむ

(註) 參事官は地方行政協議會の事務統理に當らしむ

工場就業時間制限令廢止の件公布

決戦下國民勞力總動員の要請に即應すべく國民徵用令其他勞務關係總動員法諸法令の改正趣旨については本誌前號本欄既報の如くであるが、その一部をなす工場就業時間制限令廢止の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。なほ之に伴ひ工場就業時間制限令施行規則も亦廢止せらるゝこととなつた。

工場就業時間制限令廢止ノ件

(昭和十八年六月十五日 勅令第五百一號)

工場就業時間制限令ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ハ舊令ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

重要事業場勞務管理令中左ノ通改正ス

第二十五條第一項中「工場就業時間制限令」ニ「ヲ削ル

厚生省官制中左ノ通改正ス

第十九條第二項及第二十條第二項中「工場就業時間制限令、」ヲ削ル

警視廳官制中左ノ通改正ス

第三條中「工場就業時間制限令施行ニ關スル事務、」ヲ削ル

第十二條保安部ノ部中第七號ヲ削リ第八號ヲ第七號トシ以下順次繰上ゲ

第十六條ノ二第二項及第二十三條第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

北海道廳官制中左ノ通改正ス

第十二條第四項中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上ゲ

第十六條ノ二第二項及第二十九條ノ三第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

地方官官制中左ノ通改正ス

第十五條中第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トシ以下順次繰上ゲ

第三十五條第二項中「工場就業時間制限令施行、」ヲ削ル

決戦段階の國民勞務總動員要請に即應すべき勞務調整令中改正の件は、昭和十八年六月十九日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令中改正ノ件

(昭和十八年六月十八日 勅令第五百十三號)

第一條中「就職及退職ノ制限」ヲ「就職、從業、退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令」ニ改ム

第三條第二項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十七條及第二十條第二項中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第八條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ業種又ハ職種ヲ指定シテ男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ

ル

勞務調整令中改正の件公布

トヲ得

第三章ノ二 従業者ノ雇入及就職ノ命令

第十一條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ時局ノ要請ニ依ル企業整備ノ爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ勸奨ニ基キ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ従業者ニ對シ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所ニ就職スルコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主(以下指定事業主ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者(以下指定就職者ト稱ス)ヨリ就職ノ申出アリタルトキハ之ヲ雇入ルルコトヲ要ス

指定就職者指定事業主トノ間ニ前二項ノ規定ニ依ル雇傭關係成立シタルトキ其ノ者ト時局ノ要請ニ依ル企業整備ノ爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ勸奨ニ基キ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主トノ間ニ雇傭關係ノ存スル場合ニ於テハ之ヲ存續セシムルコトヲ得ズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

第十一條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ國民職業指導所ノ職業紹介其ノ他ノ方法ニ依リ所要ノ勞務ヲ得ラザル場合ニ之ヲ爲スモノトス

第十一條ノ四 第十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ハ之ニ依ル勞務ノ配置ヲ必要トスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主ノ厚生大臣又ハ地方長官ニ對ス

ル申請ニ依リ之ヲ爲ス

第十一條ノ五 指定事業主指定就職者ノ賃金其ノ他ノ給與ヲ定ムルニ當リテハ其ノ者ノ技能程度、従事スベキ業務及場所等ニ應ジ且從前ノ賃金其ノ他ノ給與及之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌スベシ

指定就職者ノ雇入ハ其ノ者ガ從前賃金統制令第十條第一項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者タリシ場合ハ同條第二項ノ規定ノ適用ニ關シテハ從前ノ事業主ノ雇入レタル時ニ於テ雇入レタルモノト看做ス

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ指定事業主又ハ指定就職者ニ對シ指定就職者ノ受クベキ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ六 指定事業主ハ指定就職者ノ年齢、知識、技能程度及身體ノ状態等ヲ斟酌シ其ノ適正ナル配置ヲ爲スコトニ注意スベシ

第十四條及第十五條中「就職及退職」ヲ「就職、從業、退職」ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

第十六條第一項中「(東京府ニ在リテハ警視總監)」ヲ削リ同條第二項中「就職及退職」ヲ「就職、從業、退職」ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

第十七條第一項中「使用及解雇」ヲ「使用、解雇及賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ、同條第二項中「使用又ハ解雇」ヲ「使用、解雇又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十六年七月八日勅令第六十三號勞務調整令抄録

第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ爲スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ

國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テ爲ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ

關シ從業者ヲ使用スル官衙（陸海軍ノ部隊及學校
ヲ含ム）又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

賃金統制令中改正の件公布

前項勞務調整令改正とその趣旨を同じくする賃金統
制令中改正の件は、昭和十八年六月十九日付官報を以
て左の如く公布せられた

賃金統制令中改正ノ件

（昭和十八年六月十八日
勅令第五百十四號）

賃金統制令中左ノ通改正ス

第六條中「同條ノ規定ニ依リ」ヲ削リ「作成シタルトキ
ハ」ノ下ニ「命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外」ヲ加ヘ
「東京府ヲ東京都」ニ改ム

第十四條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號ヲ削リ
第四號ヲ第三號トス

二 第十六條ノ規定ニ依ル賃金規則ニ依ル賃金ヲ以
テ雇傭シ又ハ同條ノ規定ニ依ル昇給内規ニ依リ賃
金ヲ増スベキモノ

第十六條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則及
昇給内規ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ
賃金規則ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シ其ノ昇給
内規ニ依リ賃金ヲ増スコトヲ得但シ第九條第二項ノ
規定ノ適用ヲ妨ゲズ

前項ノ賃金規則又ハ昇給内規ヲ變更セントスルト
キハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外地方長官ノ認
可ヲ受クベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ前
二項ノ規定ニ依ル賃金規則又ハ昇給内規ノ變更ヲ命

ズルコトヲ得

第十七條 削除

第十八條中「前四條」ヲ「第十四條乃至第十六條」ニ改ム

第二十三條第二項中「第十五條、第十六條又ハ第十七
條」ヲ「第十五條又ハ第十六條」ニ改ム

第三十二條第一項、第三十三條第二項及第三十四條中

「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第三十三條中「内地」ヲ「樺太以外ノ内地」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年八月

一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ地方長官ノ
認可ヲ受ケタル請負單價若ハ請負歩合及賃金算定方法
又ハ初給賃金及昇給ノ規程ニシテ本令施行ノ際現ニ存
スルモノハ第十六條第一項ノ改正規定ニ依リ認可ヲ受
ケタルモノト看做ス

〔參照〕

昭和十五年十月十九日勅令第六百七十五號賃金統制令

抄録

第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規

則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法

第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官（東京府ニ

在リテハ警視總監以下同ジ）ニ報告スベシ之ヲ變

更シタルトキ亦同ジ

第十四條第一項

雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命

令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大

臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就

業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユル
トキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ
認可ヲ受クベシ

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第
十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ
依ル賃金ヲ以テ雇傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金
及昇給ノ規程ニ依リ雇入れ又ハ其ノ賃金ヲ増ス
ベキモノ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算
定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ
請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルコ
トヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十
一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給
ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ
規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇
入れ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

賃金統制令施行規則中改正の件公布

賃金統制令施行規則中改正の件は、昭和十八年六月
二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

賃金統制令施行規則中改正ノ件

（昭和十八年六月二十八日
厚生省令第二十四號）

第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加ヘ同條第二項ヲ削ル

十 其ノ他賃金ニ關シ必要ナル事項

第六條中「前條第一項」ヲ「前條」ニ改ム